

5 適正な医療の確保

〔現況及び施策の方向〕

県内の医療施設及び衛生検査所（医療施設等以外で衛生検査を業として行う場所）の状況は、第1表のとおりであるが、これらの施設において適正な医療や良質な検査の実施を確保するため、医療法に基づく立入検査を実施している。

また、県民に対し、医療機関の機能等に関する情報提供や医療に関する相談事業を実施している。

第1表 医療施設及び衛生検査所の状況

(単位 施設、床)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	病 院	231	231	229
	一 般 診 療 所	2,551	2,528	2,541
	うち有床診療所	169	157	151
	歯 科 診 療 所	1,514	1,478	1,476
	衛 生 検 査 所	28	28	28
病床数	病 院	36,907	36,715	36,537
	一 般 診 療 所	2,497	2,344	2,174
	歯 科 診 療 所	0	0	0

(注) 広島市、呉市、福山市を含む。

〔事業の内容〕

1 医療施設への立入検査

医療施設における適正な医療の確保を図るため、保健所の所長（医師）、保健師、薬剤師、放射線技師、栄養士等でチームを編成し、医療施設への立入検査を実施する。

第2表 医療施設立入検査実施状況

(単位 施設、件)

区 分	病 院		一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所	
	施 設 数	立入検査 延 件 数	施 設 数	立入検査 延 件 数	施 設 数	立入検査 延 件 数
令和6年度	229	246	2,541	160	1,476	50
令和5年度	231	243	2,570	164	1,492	42
令和4年度	231	256 (78)	2,489	126 (26)	1,514	41 (11)

(注) 1 広島市、呉市、福山市実施分を含む。

2 カッコ内の数は、延件数のうち国の事務連絡により立入検査をしたとみなせる書面検査の数。

2 衛生検査所への立入検査

衛生検査所における良質の検査を確保し、医療の向上に資するため、保健所の職員等による衛生検査所への立入検査を実施する。

第3表 衛生検査所立入検査実施状況

(単位 施設)

区 分	施設数	立 入 検 査 実 施 施 設 数	
			うち同行検査
令和6年度	28	18	8
令和5年度	28	18	5
令和4年度	28	28	8

(注) 1 「同行検査」とは、衛生検査所精度管理専門委員が同行して行った検査をいう。

2 広島市、呉市、福山市実施分を含む。

3 医療機能情報提供事業（予算額 601 千円）

患者・家族等が医療に関する情報を入手し、適切な医療を選択できるよう支援するため、法に基づいて医療機関から報告された医療機能情報を集約し、インターネットでわかりやすく公表する。（平成 19 年度創設）

4 広島県医療安全支援センターの運営（予算額 4,157 千円）

医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を目的として、患者・家族等からの相談に専門の相談員が応じるとともに、医療安全推進方策の検討等を行う「広島県医療安全支援センター」を運営する。（平成 15 年度創設）

第 4 表 広島県医療安全支援センター相談窓口対応状況

（単位 件）

大項目	小項目	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
1 医療行為・医療内容に関すること	(1) 治療、看護の内容や技術	59	12.3%	87	17.6%	74	14.7%
	(2) 特に医療過誤を疑っているもの	65	13.5%	62	12.6%	25	5.0%
	(3) 転院、退院	26	5.4%	20	4.0%	18	3.6%
	(4) 医療関連法規等に関すること	20	4.2%	19	3.8%	10	2.0%
	(5) その他医療行為・医療内容	21	4.4%	6	1.2%	39	7.7%
2 コミュニケーションに関すること	(1) 説明等に関すること	54	11.2%	29	5.9%	27	5.4%
	(2) 基本的マナーに関すること	26	5.4%	25	5.1%	36	7.1%
	(3) その他コミュニケーションに関すること	11	2.3%	4	0.8%	20	4.0%
3 医療機関の施設・設備・衛生環境	(1) 衛生環境	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%
	(2) その他医療機関の施設に関すること	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
4 医療情報の取扱い	(1) カルテ開示	6	1.2%	4	0.8%	2	0.4%
	(2) セカンドオピニオン	5	1.0%	1	0.2%	7	1.4%
	(3) 広告	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	(4) 個人情報・プライバシー	1	0.2%	5	1.0%	2	0.4%
	(5) 診断書等の文書	14	2.9%	9	1.8%	5	1.0%
	(6) その他医療情報の取扱いに関すること	1	0.2%	3	0.6%	6	1.2%
5 医療機関の紹介、案内		10	2.1%	10	2.2%	10	2.0%
6 医療費（診療報酬等）、自費診療	(1) 診療報酬等	19	4.0%	36	7.3%	22	4.4%
	(2) 自費診療に関すること	3	0.6%	2	0.4%	1	0.2%
	(3) その他医療費に関すること	4	0.8%	9	1.8%	12	2.4%
7 医療知識等	(1) 健康や病気に関すること	36	7.5%	53	10.7%	68	13.5%
	(2) 薬（品）に関すること	15	3.1%	11	2.2%	13	2.6%
	(3) 制度について尋ねるもの	14	2.9%	12	2.4%	11	2.2%
	(4) その他医療知識を問うもの	2	0.4%	7	1.4%	7	1.4%
8 主訴不明、気持ちの受止め	(1) 主訴不明	4	0.8%	3	0.6%	7	1.4%
	(2) 気持ちの受止め	45	9.4%	48	9.7%	47	9.3%
	(3) その他	19	4.0%	27	5.5%	34	6.7%
計		481	100.0%	494	100.0%	504	100.0%

5 広島県地域保健対策協議会活動の推進（予算額 10,000 千円）

本県の医療及び公衆衛生の向上を期して、地域保健に関する総合的な調査を行うため、県、広島市、広島大学及び（一社）広島県医師会の四者を基本的メンバーとしている広島県地域保健対策協議会の活動を積極的に推進する。（昭和 44 年度創設）

6 広島県医療勤務環境改善支援センターの運営（予算額 8,034 千円）

医療従事者の勤務環境改善に向けた各医療機関の取組を促進し、医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成 26 年 10 月施行）に基づき、医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、運営する。（平成 27 年度創設）